

信州大学全学教育センター、白馬村及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の連携に関する覚書

信州大学全学教育センター（以下「甲」という。）、白馬村（以下「乙」という。）及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（以下「丙」という。なお、会社分割に伴い、2022年7月1日に株式会社NTTドコモより承継。）は、甲が開講する授業科目「情報学入門／データから白馬村の観光を考えるゼミ」の授業（以下「授業」という。）を、3者が連携・協力して実施することについて、以下のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 本書は、授業を通じて甲における共通教育の充実を図るとともに、甲及び乙並びに丙が連携・協力して地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙並びに丙は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- 一 授業を担当する者の派遣及び受入れに関すること。
- 二 授業を実施するために必要な施設の提供及び経費の負担に関すること。

（個人情報の保護）

第3条 甲及び乙並びに丙は、当該授業科目の授業を実施する際に知り得た個人情報について、甲、乙及び丙の事前の承諾を得ずに第三者に提供するなど、当該授業以外の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令等に基づき行政機関等から当該個人情報の開示を求められた場合にあっては、甲及び乙並びに丙による協議の上、開示することができるものとする。

（非保証）

第4条 丙は、甲が乙から受領した「モバイル空間統計分析結果」および「プレミアパネル分析結果」並びに「観光リサーチパッケージの報告書」（以下、「甲の受領データ」という）の性能品質、動作、特定目的への適合性、商品性、正確性、完全性、有用性について明示的、黙示的を問わずいかなる保証も行わないものではなく、納入品に基づき甲が実施した授業に関し、甲又は第三者が損害を被ったとしても、乙及び丙は一切の責任を負わないものとする。

（守秘義務について）

第5条 甲は、甲の受領データについて、本授業の目的以外に使用し、又は利用しないものとする。

- 2 甲は前項に定める甲の受領データについて、丙の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示、漏洩しないものとする。

（有効期間）

第6条 本書の有効期間は、令和7年4月1日から3年間とする。ただし、当該期間における連携・協力事項の実施評価に基づき、甲及び乙並びに丙が合意した場合に限り更新することができる。

（協議）

第7条 授業の実施については、甲及び乙並びに丙がそれぞれ規定する事項及び本書によるほか、本

書に定めのない事項については、3者による協議の上、別に定めるものとする。

(効力発生)

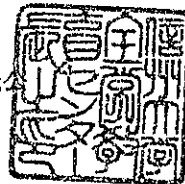
第8条 本覚書による変更は、本覚書の締結日より効力を生じるものとする。

本覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 4月 1日

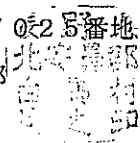
甲 松本市旭3丁目1番1号

信州大学全学教育センター長 杉本 光公



乙 北安曇郡白馬村北城70425番地

白馬村長 丸山 俊郎



丙 東京都千代田区大手町二丁目3番地1号

エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社

(代理人)

東京都港区芝浦三丁目4番1号

株式会社ドコモビジネスソリューションズ

ソリューションズ営業部長

大門 聡

